

株式取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 当会社における株主権行使の手続その他株式に関する取扱およびその手数料については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）または株主が振替口座を開設している証券会社、銀行または信託銀行等の口座管理機構（以下「証券会社等」という。）が定めるところによるほか、定款に基づきこの規程の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第2条 当会社の株主名簿管理人および株主名簿管理人事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人：東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

みずほ信託銀行株式会社

事務取扱場所：東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

第2章 株主名簿への記録等

(株主名簿への記録)

第3条 株式名簿記載事項の変更は、総株主通知等機構からの通知（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第154第3項に規定された通知（以下「個別株主通知」という。）を除く。）によるものとする。

2 前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の変更を行うものとする。

3 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。

(株主名簿記載事項に係る届出)

第4条 株主名簿に記録される者（以下「株主等」という。）は、その氏名または名称および住所等を機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

2 前項の規定に係わらず、証券会社等または機構を通じた届出の対象となってい

ない事項については、当社の定める書式により株主名簿管理人宛に届け出るものとする。

(法人の代表者)

第5条 法人である株式は、その代表者1名を機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合の同様とする。

(共有株式の代表者)

第6条 株式を共有する株主は、その代表者1名を定め、共有代表者の氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(法定代理人)

第7条 株主の親権者および後見人等の法定代理人は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更および解除があった場合も同様とする。

(外国居住株主等の通知を受くべき場所の届出)

第8条 外国に居住する株主等は、日本国内に常任代理人を選定するか、または日本国内において通知を受ける場所を定め、常任代理人の氏名もしくは名称および住所または通知を受けるべき場所を、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更および解除があった場合も同様とする。

(機構経由の確認方法)

第9条 当会社に対する株主等からの届出が証券会社等または機構を通じて提出された場合、株主等からの届出とみなす。

第3章 株主確認

(株主確認)

第10条 株主（個別株主通知を行った株主を含む。）が請求その他株主権利行使（以下「請求等」という。）をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの（以下「証明資料等」という。）を添付し、または提出するものとする。ただし、当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。

2 当会社に対する株主（次項に定める代理人を含む。）から請求等が、証券会社

等または機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等は要しない。ただし、当社が必要と認める場合には、証明資料等を請求することができる。

- 3 代理人により請求等をする場合は、株主が署名または記名押印した委任状その他代理権を証する書面を添付するものとする。委任状には、受任者の氏名または名称および住所の記載を要するものとする。
- 4 代理人についても第1項および第2項を準用する。

第4章 株主権行使の手続き

(書面交付請求および異議申述)

第11条 会社法第325条の5第1項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求(以下「書面交付請求」という。)および同条第5項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。ただし、書面交付請求を証券会社等および機構を通じてする場合は、証券会社等および機構が定めるところによるものとする。

(少数株主権等)

第12条 振替法第147条第4項に規定された少数株主権等を当社に対して直接行使するときは、署名または記名押印した書面により、個別株主通知の受付票を添付して行うものとする。

(単元未満株式の買取請求の方法)

第13条 単元未満株式の買取請求をするときは、機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて行うものとする。

(買取価格の決定)

第14条 前条の買取請求の買取単価は、買取請求が株主名簿管理人事務取扱所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないときまたはその日が取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

- 2 前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

(買取代金の支払い)

第15条 当社は、前条により算出された買取価格から第23条に定める手数料を控

除した金額を買取代金とし、当社が別途定めた場合を除き、機構の定めたところにより買取単価が決定した日の翌日から起算して4営業日目に支払うものとする。ただし、買取価格が剰余金の配当または株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに買取代金を支払うものとする。

- 2 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込みまたはゆうちょ銀行現金払いによる買取代金の支払いを請求することができる。

(買取株式の移転)

第16条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払いまたは支払手続きを完了した日に当社の振替口座に振替えるものとする。

(単元未満株式の買増請求の方法)

第17条 単元未満株式を有する株主が、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことの請求（以下「買増請求」という。）するときは、機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて行うものとする。

(自己株式の残高を超える買増請求)

第18条 同一日になされたもので先後不明な買増請求の合計株式数が、当社の保有する譲渡すべき自己株式数を超えているときは、その日におけるすべての買増請求は、その効力を生じないものとする。

(買増請求の効力発生日)

第19条 買増請求の効力は、買増請求が株式名簿管理人事務取扱場所に到達した日に生じるものとする。

(買増価格の決定)

第20条 買増単価は、買増請求の効力発生日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日の売買取引がないときまたはその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

- 2 前項による買増単価に買増請求株式数を乗じた額をもって買増価格とする。

(買増株式の移転)

第21条 買増請求を受けた株式数に相当する自己株式は、機構の定めるところにより、買増請求をした株主が証券会社等を通じて、買増代金として買増価格に第24条に定める手数料を加算した金額が当社所定の銀行預金口座に振り込まれたこ

とを確認した日に、買増請求をした株主の振替口座への振替を申請するものとする。

(買増請求の受付停止期間)

第22条 当社は、毎年次に掲げる日から起算して10営業日前から当該日まで、買増請求の受付を停止する。

(1) 4月30日

(2) 10月31日

(3) その機構が定める株主確定日(機構が定める株式等の振替に関する業務規定第144条に定める株主確定日のことをいう。)等

2 前項にかかわらず、当社が必要と認めるときは、別に買増請求の受付停止期間を設けることができるものとする。

第5章 特別口座の特例

(特別口座の特例)

第23条 特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取扱については、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

第6章 手数料

(手数料)

第24条 本規程に定める各種取扱いに係る手数料は、以下のとおりとする。

(1) 第13条(单元未満株式の買取請求の方法)に基づく单元未満株式の買取りおよび第17条(单元未満株式の買増請求の方法)に基づく单元未満株式の買増しの場合

次の算式により計算した金額に消費税を加えた金額

$(\text{第14条に定める買取単価または第20条に定める買増単価}) \times \text{单元株式数} \times \text{買取請求株数または買増請求株式数} / \text{单元株式数} \times 1.15\%$

ただし「(第14条に定める買取単価または第20条に定める買増単価) × 单元株式数」が2,500円に満たない場合は、当該部分の金額は2,500円とする。

(2) 第12条(少数株主権等)に基づく少数株主権等の行使の場合
別途定める金額

2 株主等が証券会社等または機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。

第7章 総株主通知等の請求

(当会社による総株主通知の請求)

第25条 当会社は、以下に定める場合のほか正当な理由がある場合には、総株主通知を機構に請求することができる。

- (1) 当会社が、法令、有価証券上場規程、定款その他の規則（以下「法令等」という。）に基づき株主等に対して通知するために必要あるとき。
- (2) 当会社が法令等に基づき株主等に関する情報を公開し、または官公署もしくは証券取引所に提供するために必要なあるとき。
- (3) 当会社が株主に対し、株主優待制度の実施その他振替株式の株主共通の利益のためにする行為をしようとするとき。
- (4) 上場廃止、免許取消しその他当会社または株主に損害をもたらすおそれがある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき。
- (5) 取締役会で定める一定時点における株主の株式保有状況を株主名簿に反映することが適当であると判断したとき。

(当会社による情報提供請求権の行使)

第26条 当会社は、以下に定める場合のほか正当な理由がある場合には証券会社等または機構に対して、振替法第277条に規定する請求を行うことができる。

- (1) 株主等の同意があるとき。
- (2) 株主と自称するものが株主であるかどうか確認するために必要があるとき。
- (3) 株主が株主権の行使要件を充たしているかどうかを確認するために必要なとき。
- (4) 当会社が法令に基づき、株主等に関する情報を公表し、または官公署もしくは証券取引所に提出するために必要があるとき。
- (5) 上場廃止、免許取消しその他当会社または株主に損害をもたらすおそれのある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき。
- (6) 特定の者が株主として請求等をしようとする旨を当会社が認知したとき。

附則

(実施期日)

- 第1条 この規程は、2002年5月28日より施行する。
- 2003年3月17日改定
(株主名簿管理人住所変更、単元株制度の導入のため)
- 2003年9月17日改定
(「商法等の一部を改正する法律」(平成14年法律第44号)株券失効制度創設のため)
- 2004年6月14日改定 (保管振替機構加入同意のため)
- 2004年10月14日改定
(株ジャスダック証券取引所への組織変更のため)
(なお、この改正規程は、当会社の株券がジャスダック証券取引所の開設する市場に上場される日から施行する。)
- 2007年11月1日改定 (会社法に合わせた用語の変更など)
- 2009年1月5日改定 (株券電子化対応のため)
- 2013年9月17日改定 (現物市場の統合のため)
- 2021年11月22日改定
(株主名簿管理人、事務取扱場所住所変更のため)
- 2021年12月1日から改定実施する。
(取次所業務終了のため)
- 2022年9月1日から改定実施する。
(株主総会資料の電子提供導入のため)